

## 加茂市創業チャレンジ支援事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市内地域経済の活性化を目的として、市内での創業に係る費用の一部を補助するため、予算の範囲内で加茂市補助金等交付規則（昭和40年規則第19号。以下「規則」という。）に基づいて行う補助金の交付に必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者等)

第2条 この補助金の交付対象となる者（以下、「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 小売業等を営む目的で、市内に事業所を設置し創業を行う個人又は法人であり、加茂商工会議所の経営指導を受けた者
- (2) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者
- (3) 個人事業主の場合、事業開始日（創業日）までに市内に住所を有すること。法人の場合、市内を主たる事業所の所在地とすること。
- (4) 創業日から3か月以内の者を補助対象とし、当該事業を3年以上継続することが見込まれる者。ただし、事業承継は補助対象外とし、第二創業は補助対象とする。
- (5) 創業が商店街である場合、各商店街振興組合に所属する者
- (6) 過去に当該補助金及び加茂市空き店舗対策事業費補助金並びに加茂市診療所設置奨励事業補助金の交付を受けていない者
- (7) 市税を完納している者
- (8) 加茂市暴力団排除条例（令和元年条例第18号）第2条第1号及び第2号に該当する個人又は法人でないこと。

### (補助対象事業)

第3条 この補助金の交付対象となる事業（以下、「補助事業」という。）は、市内地域経済の活性化に資するものとし、別表1に定めるものとする。また、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 原則として、正午から午後2時を含む1日4時間以上、週3日以上営業するもの。
- (2) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業に該当しないもの。
- (3) 当該事業計画により国及び県の補助金の交付を受けていないもの。

### (補助対象経費)

第4条 この補助金の交付の対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、補助対象者の行う事業に要する経費のうち、補助金の交付決定を受けた日以降に支出する経

費で、別表2に定めるものとする。ただし、消費税及び地方消費税相当額を除く。

- 2 補助対象経費を支出するにあたり、可能な限り市内事業者を選択することに努めること。

#### (補助金の交付額等)

第5条 補助金の交付額は、100万円を限度として、補助対象経費の2分の1以内とする。

なお、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 店舗等と住居を併用する物件を借用し、賃借料が一括で契約されている場合は、店舗等の占有部分と住居部分の面積の割合で賃借料を按分し、店舗等の占有部分のみを補助対象とする。
- 3 補助金の交付対象となる期間（以下、「補助対象期間」という。）は、補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月末日までとする。

#### (交付の条件)

第6条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更する場合又は交付決定額の変更が必要となる場合には、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行うとともに、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。

#### (交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、加茂市創業チャレンジ支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添え、別に定める期限までに市長に提出しなければならない。

- (1) 加茂商工会議所の助言を受けながら作成した事業計画書（別紙1）
- (2) 加茂商工会議所が交付する支援確認書（別紙2）
- (3) 見積書等

- 2 補助金の申請期間は、別に定めるところによる。

#### (交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、

交付の決定を行う場合は、加茂市創業チャレンジ支援事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、不交付の決定を行う場合は、加茂市創業チャレンジ支援事業費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

#### （変更等の承認申請）

第9条 第6条第1号及び第2号の規定により市長の承認を受けようとする場合は、加茂市創業チャレンジ支援事業費補助金事業計画変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、承認した場合は、加茂市創業チャレンジ支援事業費補助金事業計画変更（中止・廃止）承認通知書（様式第5号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

#### （事業が予定期間内に完了しない場合等の報告）

第10条 第6条第3号の規定により市長の指示を求める場合は、速やかに加茂市創業チャレンジ支援事業費補助金事業遅延等報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

#### （状況報告）

第11条 市長は、補助対象事業の円滑かつ適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助対象者に対して当該補助対象事業の遂行状況の報告を求めることができる。

#### （実績報告）

第12条 補助金の交付決定を受けた者（以下、「交付決定者」という。）は、補助対象事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月末日のいずれか早い期日までに、加茂市創業チャレンジ支援事業費補助金実績報告書（様式第7号。以下、「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

- （1） 収支決算書（別紙3）
- （2） 領収書等の写し
- （3） その他事業の実施状況がわかる資料

#### （補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、加茂市創業チャレンジ支援事業費補助金確定通知書（様式第8号）により、交付決定者に通知しなければならない。

(補助金の概算払い又は精算払い)

第 14 条 交付決定者が補助金の概算払い又は精算払いを受けようとするときは、加茂市創業チャレンジ支援事業費補助金交付請求書(様式第 9 号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、概算払いの請求があったときは、内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定額の全部又は一部について概算払いすることができるものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第 15 条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けた者があった場合は、当該交付決定を取り消すことができる。

2 前項の場合において、市長は、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(報告義務)

第 16 条 交付決定者は、加茂市創業チャレンジ支援事業費補助金営業開始報告書(様式第 10 号)により、営業を開始したことを市長に報告しなければならない。

(取得財産の処分の制限)

第 17 条 補助金の交付を受けた者が当該補助事業において取得し、又は効用の増加した機械器具等の財産については、当該補助事業が完了した後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

2 前項の場合において、取得価格、又は効用の増加した価格が 50 万円以上の財産については、当該補助事業が完了した後一定期間において、補助金の目的に反した使用、譲渡、廃棄等を行う場合、市長の承認を受けなければならない。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

## 別表 1（第 3 条関係）

### 補助対象事業

#### 市内地域経済の活性化に資する事業

- 製造業
- 加工業
- 小売業
- 飲食業
- 理容・美容業
- サービス業
- 買い物弱者対策事業
- その他市長が適当と認めるもの

### 補助対象外事業

- 社会福祉法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、NPO 法人等
- 協同組合、事業組合などの組合
- 農業、林業、漁業、狩猟業
- 金融、保険業（生命保険媒介業、損害保険代理業、損害査定業を除く）
- 娯楽業のうち風俗関連営業
- 競輪・競馬関連事業
- パチンコホール、スロットマシン場等
- 芸ぎ業、芸ぎ周旋業
- 集金業・取立業（公共料金又はこれに準ずるものに関するものを除く）
- 興信所のうち身元調査等個人のプライバシーに係る調査を主に行うもの
- 易断所・観相業
- 相場案内業
- 医療業（施術業を除く）・福祉業
- 獣医業
- 学校（学校法人が経営するもの）
- 法律相談所、特許相談所
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定するもの
- 宗教活動又は政治活動を目的としたもの
- 公序良俗に反する行為又は違法な行為を行うもの
- その他市長が不適當と認めるもの

別表2（第4条関係）

補助対象経費

経費区分	内 容
設備購入費	<p>店舗・事業所の外装及び内装工事費用、機械、工具、器具及び備品の購入費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 住居兼店舗・事業所については、店舗等の占有部分のみが対象</li> <li>● パソコンやプリンター等の汎用品の購入については、当該事業に直接必要とするものが対象</li> </ul>
広報費	<p>広告宣伝費及びパンフレット等印刷費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 新聞折込、雑誌・WEB 広告費</li> <li>● チラシ・パンフレット印刷費</li> <li>● イベント等出展費</li> <li>● ダイレクトメールの郵送料</li> <li>● 当該事業費の50%を上限とする</li> </ul>
開発費	<p>新商品等の試作開発に係る材料費、パッケージデザイン料等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 実際に販売する商品等に係る材料費、パッケージ代は対象外</li> </ul>
賃借料	<p>店舗・事業所の賃借料、機械設備等のリース料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 住居兼店舗・事業所については、店舗等の占有部分のみが対象</li> <li>● 敷金、礼金、駐車場費、光熱水費、共益費、管理費、利用料、保証料、消費税等は対象外</li> <li>● 三親等以内の親族との賃貸借契約に基づくものは対象外</li> <li>● 交付決定日の属する月から6か月を上限とする</li> </ul>
車両購入費	<p>買い物弱者対策に取り組む事業（生鮮食品及び日用雑貨等の販売）で、買い物弱者の居住する地区で移動販売、宅配事業を行うための車両購入費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 普通乗用車（軽自動車を含む）、当該事業に必要な付属品等、自賠責保険、自動車税等は対象外</li> </ul>
委託費	<p>当該事業を行うにあたり、試作品の製作費やホームページ製作費、マーケティング調査やブランディング等自ら</p>

	実行することが困難な事業の委託に必要な経費
外注費	当該事業を行うにあたり、備品やアプリケーション等の設計、製造等自ら実行することが困難な事業の外注に必要な経費
会社設立時の登記に要する経費	<p>専門家への業務委託料、手数料等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 印紙代、登録免許税は対象外</li> </ul>
その他市長が適当と認める経費	上記に掲げるもののほか、創業に必要な経費として認められるもの